

第20回みやこ祭参加規約

第1条（趣旨）

この規約は、みやこ祭において来場者に向けた展示等の企画を実施することを目的として参加する団体及び当該団体に所属する個人（以下「参加者」という）が、大学祭実行委員会（以下「実行委員会」という）と協働してみやこ祭の安全かつ円滑な運営を実施するために、遵守する事項を定めるものである。

第2条（規約の対象）

この規約は、すべての参加者を対象とする。また、参加者が参加申請を行った時点で本規約に同意したものとみなす。

第3条（安全意識）

参加者はみやこ祭における企画の実行者として、安全なみやこ祭の開催のための自らの重要性を理解し、機器の適切な使用方法等の安全に関する必要な知識、事前防止策並びに緊急時の適切な対応について習得および実行する責務を有する。

第4条（参加対象）

次の各号に掲げる条件のいずれかを満たす団体及び個人をみやこ祭への参加対象とする。

- （1） 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭運営会構成員及びそれを含む団体
- （2） 実行委員会が本部企画として参加を依頼又は募集する団体及び個人

第5条（参加手続き）

参加申請は、実行委員会所定の手続きにより行うものとする。なお、みやこ祭への参加についての最終決定は実行委員会が行う。

第6条（参加形態）

みやこ祭への参加は本部企画参加、屋内企画参加、模擬店企画参加及び特別企画参加のいずれかとする。参加形態については次の各号に定めるところによる。

- （1） 本部企画参加 実行委員会が行う企画での参加
- （2） 屋内企画参加 教室等の屋内で行う企画での参加
- （3） 模擬店企画参加 屋外で行う模擬店企画での参加
- （4） 特別企画参加 上記参加形態のいずれにも該当しない形態での参加

第7条（各参加団体向けマニュアル及び参加者マニュアルの遵守）

参加者は、具体的な参加手続き及び詳細な注意事項について、実行委員会が作成する各参加団体向けマニュアル及び参加形態ごとの当日マニュアルを遵守する。それぞれの内容については次の各号に定める。

- （1） 各参加団体向けマニュアル 参加申請からみやこ祭当日までの段階的な手続きを体系的にまとめたもの
- （2） 当日マニュアル みやこ祭当日のあらゆる注意事項をまとめたもの
- （3） 緊急時マニュアル みやこ祭当日に事故・災害等の緊急事態が発生した際の対応策についてまとめたもの

第8条（複数参加）

同一団体及び個人は、各企画の責任者を除き、複数の参加形態で参加することができる。なお、本規約は、同一団体が複数の参加形態において異なる企画を行う場合、企画ごとに適用される。

第9条（参加資格の否認）

次の各号のいずれかに該当する場合、参加資格を認めない。実行委員会は、参加資格を否認した場合、否認団体及び否認理由等を大学祭総会等（以下、総会等。）にて公表する。

- （1） 特定の思想、宗教団体又は政治団体に過剰に偏向する団体及び個人
- （2） 参加資格が停止されている団体及び個人
- （3） その他実行委員会が参加者として不適当であると判断した団体及び個人

第10条（参加の取りやめ）

1. 参加者は、参加申請後にみやこ祭への参加を取りやめることができる。ただし、参加の取りやめを取り消すことはできない。
2. 参加を取りやめた場合、参加費の返還は行わない。ただし、参加費の納入前に参加を取りやめた場合はこの限りでない。
3. 参加を取りやめた場合、供託金及び補償金はその全額を返還される。
4. 参加を取りやめた場合、清掃等のみやこ祭における当該団体の業務については継続してその義務を負う。
5. 前項について、代理団体を立てることができる。ただし、代理の依頼は当該団体が行い、また代理団体を立てる場合は実行委員会に連絡しなければならない。

第11条（参加費）

参加者は、実行委員会に対し、参加形態、参加日数及び参加企画等に応じた参加費を支払う。右費用の金額、内訳及び支払い方法等は、事務手続きの手引き又は参加団体運営マニュアルに記載する。

第12条（供託金制度）

1. 参加者は次の各号の当てはまる供託金を実行委員会に預ける。供託金とは参加者において、損害が発生しないことを保証し、第21条に定める違反事項に該当した場合に徴収される預かり金のことである。
 - (1) 金銭のやりとり、物々交換及び募金（以下、「営利」という。）を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
 - (2) 営利を目的とせず、上記（1）に該当しない参加団体は、5,000円とする。
 - (3) 営利を目的とし、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体及びクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は10,000円とする。
 - (4) 営利を目的とし、上記（3）に該当しない参加団体は、20,000円とする。
2. 実行委員会は、供託金を徴収しない場合、供託金返還期間にその全額を返還する。ただし、返還期日を過ぎた場合はこの限りでない。
3. 実行委員会は、供託金を徴収した場合、総会等において被徴収者及び徴収理由を公表する。

第13条（補償金制度）

1. 参加者は一律に補償金を実行委員会に預ける。補償金とは、大学祭期間中に大学施設において当事者不明の汚損及び破損があった場合、参加者全体にその責任を分担させるものである。
2. 補償金額は、一律5,000円とする。ただし、修繕にかかる費用が徴収金額を超える場合、追加徴収を行う。
3. 実行委員会は、補償金を使用しない又は一部使用する場合、補償金返還期間にその全額又は残額を返還する。ただし、返還期日を過ぎた場合はこの限りでない。
4. 実行委員会は、補償金を使用した場合、総会等において使用理由及び使用金額を公表する。

第14条（会議）

1. 実行委員会は、みやこ祭の開催に伴って次の会議を設置する。
 - (1) 参加準備会議 すべての参加団体対象。
 - (2) 責任者会議 すべての参加者対象
 - (3) 部屋割り会議 屋内参加者対象。
 - (4) 模擬店設置会議 模擬店参加者対象。
 - (5) タイムテーブル会議 特別参加者対象。
 - (6) 全体準備会議 すべての参加者対象。
 - (7) 全体後片付け会議 すべての参加者対象。
 - (8) 報告会議 すべての参加者対象。
 - (9) その他実行委員会主催の会議。
2. 実行委員会は各会議の1週間前までに、対象の参加者に連絡をする。
3. 参加者は対象となっている各会議に参加しなかった場合、みやこ祭への参加を認めない。

第15条（責任者の選出）

参加者は出店ごとに代表者一名及び副代表者一名を選出し、さらに火気を使用する場合は火気取扱責任者二名を選出する。各責任者については次の各号に掲げる。

- （1） 代表者 団体の最高責任者として、企画の運営及び統括を行う。責任者会議に参加する。
- （2） 副代表者 代表者を補佐し企画を運営する。責任者会議に参加する。
- （3） 火気取扱責任者 火気取扱いの監督をする。消防講習及び火気取扱講習に参加する。

第16条（時間）

みやこ祭期間中の時間規定について次の各号に定める。

- （1） 入構時刻 11月1日（金）から11月4日（月・振休）の期間大学構内への入構は7時からとする。
- （2） 参加団体の入構開始時刻 11月1日（金）、11月4日（月・振休）の期間はみやこ祭参加団体の入構開始時刻は9時30分とする。11月2日（土）、11月3日（日・祝）の期間の入構開始時刻は8時30分とする。
- （3） 企画実施時間 11時から19時まで。ただし、企画開始に際して、実行委員のチェックを要する団体は、チェックが終了し次第企画を開始すること。
- （4） 準備開始時刻 11月1日（金）及び11月4日（月・振休）の準備開始時刻を特別参加団体・模擬店参加団体は10時、屋内参加団体は10時30分と定め、11月2日（土）及び11月3日（日・祝）の準備開始時刻を全団体8時30分と定める。右時刻以前に準備を行ってはならない。
- （5） 完全退構時刻 20時30分。みやこ祭期間中、右時刻以降から翌日7時までは構内に残ってはならない。
- （6） 音出し可能時間 10時から19時まで。音出しとは、企画のために音を発することであり、また音出しの上限音量は90dBとする。

第17条（実行委員会との協働）

1. 参加者は、実行委員会から注意を受けた場合、速やかにその指示に従う。
2. 参加者は、企画の実行中に何らかのトラブルが発生した場合、速やかに実行委員会に連絡する。
3. 参加者は、担当者等の団体情報に変更がある場合、速やかに実行委員会に連絡する。

第18条（ゴミの分別）

1. 参加者は、みやこ祭期間中のごみ処理に際しては、必ず分別を行う。分別が不十分であると実行委員会が判断した場合、参加者は再分別を行う。
2. 参加者は、みやこ祭期間において団体自身の用意するごみ箱又はごみ袋にごみを捨てる。
3. 参加者は、みやこ祭期間において大学施設のごみ箱及び大学祭実行委員の用意する仮設ごみ箱を利用してはならない。

第19条（車両の入構）

1. 準備及び後片付けのための車両入構は、実行委員会に許可された車両に限る。
2. 車両の入構に際して、実行委員会が許可していない駐車場及び駐輪場を利用してはならない。

第20条（緊急時対応）

参加者は、火災等の緊急事態が発生した場合、速やかに実行委員会に連絡する。また、その後の対応及びみやこ祭の続行の判断等は実行委員会の指示に従う。

第21条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- (1) 正当な理由なく、本規約又は実行委員会の作成するマニュアルに反する行為。
- (2) 国及び東京都の定める法令並びに社会規範一般及び公序良俗に反する行為。
- (3) 飲酒行為、酒類を持ち込む行為又は飲酒後に大学祭に参加する行為。
- (4) 実行委員会が指定した喫煙所以外での喫煙。
- (5) 模擬店テント内以外での火気の使用。
- (6) 大学施設を汚損及び破損させる行為。
- (7) 許可されていない車両の入構。
- (8) 危険物の持ち込み。
- (9) 申請外の設備又は食品を持ち込み、又はそれを使用する行為。
- (10) 不適切な衛生管理。
- (11) 清掃及びごみ箱管理の担当を放棄する行為。
- (12) 正当な理由なく、実行委員会の注意に従わない行為。
- (13) 実行委員会の運営又は他団体の営業を妨害する行為。
- (14) 実行委員会の定める完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ実行委員会の注意に応じず退構しない行為。ただし、実行委員会に届け出を行い、許可された場合は除く。
- (15) その他実行委員会がみやこ祭の運営上問題であると認める行為。

第22条（処分）

実行委員会が前条の違反事項に該当すると判断した場合、実行委員会の裁量により違反の度合いに応じて当該団体に対して以下のいずれか、又はその複数の処分を科すものとする。また、違反団体、違反事項及び処分内容については総会等にて公表される。

- (1) 違反物を没収又は廃棄する。
- (2) 一定時間の営業を停止する。
- (3) 今年度、大学祭への参加資格を停止する。
- (4) 供託金を没収する。
- (5) 来年度以降、一定期間大学祭への参加資格を停止する。

第23条（免責事項）

1. みやこ祭における各企画及び出店は、参加者の責任において行うものとする。
2. 実行委員会は、参加者が企画を実施する際に発生する損害及び不利益に対して一切責任を負わない。
3. 参加者が実行委員会より有償又は無償で貸与される物品は、その貸与期間内において参加者の責任で管理しなければならない。参加者は、貸与された物品に不具合が生じたことを発見した場合、遅滞なく実行委員会に報告しなければならない。
4. 自然災害又は人的災害等のやむを得ない事情が発生し、実行委員会が、みやこ祭又は特定の企画の開催又は続行が困難又は不相当であると判断した場合、みやこ祭又は特定の企画を中止又は中断する。
5. 前項よりみやこ祭を中止又は中断した場合、逸失利益の補填は行わない。また、参加費の返還は行わない。

第24条（弁償）

参加者は、来場者、他の参加者、実行委員会又はその他第三者に対して損害を与えた場合、若しくは大学施設を汚損又は破損した場合、当該被害者に対して補償しなければならない。

第25条（個人情報取扱）

実行委員会は参加者の個人情報について、参加者の把握及び参加者への連絡のために利用し、上記の利用目的以外での使用及び第三者への提供は行わない。

第26条（規約の変更）

実行委員会は、参加者の了承を得ることなく、本規約を変更することがある。変更後の規約は、メールにて告知され、その時点から効力が生じるものとする。

第27条（規約の失効）

本規約は、みやこ祭終了後、参加者への補償金返還期間最終日をもって失効する。